

道町連共済ですすめる住みよいまちづくり

# 道町連共済の見舞金「破損事故見舞金」新設のご案内

## 令和5年4月1日から施行

### ♥これまでの経緯

道町連共済は、昭和58年10月にスタートして、令和4年度で39年目を迎えました。

会員相互の助けあい事業として、これまで、何度かの改正を重ねて、内容の充実を図ってきましたが、近年、加入者が減少傾向にあるため、平成30年度にアンケート調査を実施しました。結果、要望が多かったのが「損害賠償」でした。

その後、3年間、提携保険会社との協議も交えながら、「損害賠償」を現行の道町連共済にどのように加えて行けるか、「共済運営委員会」において協議を重ねました。

具体的には、提携保険会社による、現行の「死亡見舞金A・後遺障害見舞金」に新たに「損害賠償見舞金」を加えられないかという点です。

そのためには、①世帯数確認という新たな事務が発生する②現行の保険料が倍になる、こうした理由により、現状では困難という協議結果になりました。

しかし、会員相互の助けあい事業として、会員のニーズに応え、可能な限りの内容充実を図りたいということから、現行の見舞金に「破損事故見舞金」を新設することになりました。



### ♥見舞金の新設

共済会費は、現行の200円のまま、「破損事故見舞金」を新設します。

「破損事故見舞金」は、共済加入者の町内会活動中の事故が原因で、町内会として実費弁償が生じた事故に対し、一律1万円を支給します。但し、実費弁償額が1万円未満の場合は除きます。

令和5年4月1日施行

見舞金の種類	支給額	条件
破損事故見舞金	1万円	町内会活動中の事故が原因で、町内会として実費弁償が生じた事故に対し、一律1万円を支給する。但し、実費弁償額が1万円未満の場合は除く。

事故例：エンジン付き草刈機で公園除草作業中、小石が飛び駐車中の車両にあたりキズを付けた。

### ♥見舞金の内容

見舞金の種類	支給額	条件
傷害見舞金	治療のために被害者が実際に負担した医療費	支給上限を10万円とする。医師の指示による薬代・補装具代も含む。
死亡見舞金B	10万円	死亡見舞金Aに該当しない、活動中の死亡に対して支給。発生後24時間以内に死亡の場合。
破損事故見舞金	1万円	前記のとおり。令和5年4月1日施行
医師等の診断書(治ゆ証明書)文書料	一事故5,000円を限度に実費支給	通院した日が5日(1~5日)以内の事故は診断書(治ゆ証明書)が不要のため除く。

※注 医師等とは、医師、歯科医師、柔道整復師をいいます。

死亡見舞金A	200万円	活動中における外因・外傷の事故による死亡に対して支給。事故発生後180日以内に死亡の場合。
後遺障害見舞金	最高200万円	後遺障害の程度により支給。事故発生後180日以内に生じた場合。

※注 死亡見舞金A、後遺障害見舞金は、北海道町内会連合会が団体契約する損害保険会社から支給されます。

【お問合せ】 一般社団法人北海道町内会連合会 札幌市中央区北2条西7丁目かでの2.7 2階  
Tel:011-271-3178/Fax:011-271-3956/Email:info@d-choren.or.jp